

## 第25回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月10日(水) 午後1時30分から午後4時20分

2. 開催場所 糸島市役所 11・12号会議室

3. 出席委員(18人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(1人)

18番 原田正成

5. 議事日程

議事

議案第209号 非農地証明願について

議案第210号 農地所有適格法人の適格確認について

議案第211号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第212号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第213号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第214号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

6. その他

- 1) 農地対策委員会A班の報告について
- 2) 農地移動適性化あっせん申出（譲渡）の取下げについて
- 3) 農地取得に係る営農のヒアリング資料について
- 4) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（2月認定分の資料）
- 5) 今後の予定について
- 6) その他

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久
主			事	芝	崎	僚	

事務局 西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者 皆さん、こんにちは。お久しぶりです。  
今度、2度目の緊急事態宣言が解除になりましたので、通常の総会の開催となっておりますけど、まだまだ注意しながらやっていきたいと思っております。  
それでは、ただいまより第25回糸島市農業員会総会を開催いたします。  
本日は原田委員の欠席の連絡を受けています。  
農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。  
本日の出席は現在18名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局 ありがとうございます。  
続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長 — 省 略 —  
それでは、議事録署名人の指名をいたします。藤嶋政秀委員と中園秀輝委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。  
それでは、議事に入ります。事務局。

事務局 議案書の2ページをお願いいたします。  
議案第209号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議長 それでは、非農地証明願ということで、受付番号1番を藤嶋委員、お願いいたします。

農業委員 議案第209号「非農地証明願について」報告をいたします。  
調査日については、2月26日に調査を行っております。  
受付番号1。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議案書の5ページの地図をお願いいたします。それと現地調査資料の1ページと2ページをお願いいたします。  
申請地は西側の住宅からしか入れないという状況でありまして、その一

部には倉庫が建っておりまして、面積が40平米ほどの花壇のような場所となっておりました。住宅と一体化したような状況でありまして、現場の西の畑とは1.5メートルほどの石垣の段差がありまして一体利用ができないということから、継続した営農が今後困難であるというふうに認められましたので、非農地であるという判断を出しております。以上でございます。

議長

それでは、番号2番を私が報告させていただきます。  
26日に同じく現地調査をしました。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議案書の7ページと8ページの地図をお願いします。また、現地調査資料の3ページと4ページをお願いいたします。

現地は、竹、雑木が生い茂り、山林化しており、農地への復元が困難であると認められ、非農地であるという意見でまとめられました。以上です。  
続きまして、番号3番を事務局からお願いします。

事務局

議案書の3ページの分になります。  
受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議案書の9ページの地図をお願いいたします。あわせて現地調査説明資料の5ページと6ページになります。

申請地は、現地は山林化、竹、雑木も生えておりまして、農地への復元が困難であるという状況と認められましたということで、現地調査の際は非農地であるという意見で取りまとめております。以上でございます。

議長

それでは、4番は私が説明します。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議案書の11ページから12ページの地図をお願いします。それと現地調査資料の7ページと8ページをお願いいたします。

現地は、山林化しており、農地への復元が困難であると認められ、非農地であるとの意見でまとめられました。以上です。

それでは、番号5番をお願いいたします。

農業委員

受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

調査の結果は9ページと10ページをお願いします。議案書のページは13ページです。

現地は、竹や雑木が生い茂り、山林化しており、農地への復元が困難であると認められ、非農地として意見がまとまりました。以上です。

議長

それでは、6番をお願いいたします。

農業委員

受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議案書の15ページの地図をお願いします。現地調査説明資料は11ページと12ページをお願いします。

現地は、竹林化しており、農地への復元は困難であると認められ、非農地であるという意見でまとまりました。以上です。

議長

ただいま非農地証明願の報告がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

1番以外はほとんど山林化ということでなっておるんですけども、受付番号1番は、現地調査の資料にもありますように、納屋といいますか倉庫は申請地にかかっておるんですけども、かかっていないところは見てのとおり平たんなところということで、迷ったんですけども、ここに入るところがないというところで、住宅の一部という位置づけでいいんではないかということを出しております。そういったところもありますので、加味していただきますようお願いいたします。

どうぞ。

農業委員

受付番号3番のことで、現場写真を見ますと、上の写真ですけども、地番のない5ページであったり、奥のほうは山林化という下の写真になるんですか。

事務局

すみません、こちらの写真の撮り方といいますか、入り口がこのきれいな大根畑のところしかなくて、この6ページの写真の左側から申請地となるということで、実際現地のほうは下の写真のように雑木とか竹が入っております、この資料の6ページの上の写真の左側が申請地だということ

でございます。よろしくお願いいたします。

農業委員

分かりました。

議長

手前は別の土地ですので、奥の山林になっているところが申請地ということですので、よろしくお願いいたします。

ほかに何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

なかったら採決に移ります。

証明書の発行に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ですね。

議長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の17ページをお願いいたします。

議案第210号「農地所有適格法人の適格確認について」御審議をお願いいたします。

それでは、説明いたします。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

ページめくっていただきまして、18ページでございますけれども、こちら農地所有適格法人の適格審査表でございます。

先ほど言いましたとおり、農地所有適格法人の要件として、この(1)から(4)の4つの要件を全て満たさないと適格という判断ができないという内容でございますけれども、まず(1)の法人形態要件ということで、こちらにつきましては議案書の20ページにも法人登記がありますが、合同会社というところで②番に該当しておるところです。

次の事業要件でございますけれども、こちら20ページ掲載の法人の目的、22ページの定款等に記載がありますとおり、農産物の生産・加工・販売という記載がございますので、こちらは①番に該当しています。平成30年3月20日に法人を設立しておりまして、実際、2期分の決算

が出ておる状況でございます。こちら資料添付はしておりませんが、決算報告書が提出されておりました、第1期というものが平成30年3月20日から平成31年2月28日の売上げの決算報告が上がっております。

こちら売上高が2,450万ほど計上があったわけでございますが、農業開始のためのという部分で、2,450万につきましては、資材の販売等を事業的にもやっておりましたので、機材販売額が大半という内容で聞き取りさせてもらっております。

ただ、次の第2期目の決算報告書も頂いておりますけれども、こちらが平成31年3月1日から令和2年2月29日の売上げという部分で報告が上がっておりますが、こちらは1,170万ほどの農業収入が上がっております。決算報告等を聞き取りしますと、もう全てが農業収入であるということでした。

本来であれば、直近3年間の農業収入が過半という部分の中で認めているわけでございますけれども、年度途中というところで、今後、法人となれば決算報告等を頂いて、毎年の決算報告の中で農業収入が過半を超えるかどうかは確認していかなければなりませんけれども、現時点では適合と判断できるかと思っております。

続きまして、(3)の議決権要件でございますけれども、こちら19ページにも書いておりますが、議案書の28ページに載っておりますけれども、議決権要件としましては、代表社員のお二人が議決権を持っておるという内容でございます。お二方とも農業従事日数という部分が200日というところで、こちらの方が議決権もあるということですので、こちらのほうも該当すると、法人の従事者というところで、2人の方が議決権を持っておるということで、こちらも該当するという内容でございます。

最後に、業務執行権要件、執行要件の役員の関係でございますけれども、こちら法人の定款を22ページからつけておりますが、役員が二名というところと、19ページに適格説明書がございますが、役員のほうが実際農業従事というところでございます。議決権要件となる役員要件につきましては、このお二方が該当するわけでございますが、こちらについても農業に直接従事というところでございます。適合しておると判断できるかと思えます。

以上、こちら法人形態から業務執行役員要件、4項目全て該当しているものと判断しておりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、3月3日に現地調査と面談を行っております。今月は第2調査部会のほうでやっておりますので、第2調査部会の部会員であります成吉委員のほうから報告をお願いいたします。

調査部会員

令和3年3月3日に第2調査部会で面談を行いました。農地所有適格法人に関わる営農面談です。

議案書の80ページから資料をつけておりますので、御覧ください。また、別紙現地調査説明資料の29ページに写真を載せております。

この法人は、平成30年2月に設立されています。実際の営農としては、令和元年11月に他市の農業委員会で賃借権の設定の許可を得て、他市で営農を開始されたそうです。

今回、申請地の農地取得の農地法第3条申請がなされたため、面談を行いました。

現地調査をしましたところ、適正に管理されていました。

面談においては、現在の耕作者の関係、営農計画について行いました。法人の営農計画に水稲がないため、所有者と耕作者との契約関係を聞きましたところ、所有者より耕作者へ売買の話、売買後の契約解除についての連絡が行われているとのことでした。

今後の営農計画については、ハウスによる小松菜の水耕栽培をメインに行うとのことでした。収益計画の根拠を尋ねますと、他市の実績の4倍規模になることを見込んでいますとのことでした。

第2調査部会としましては、集中豪雨等の浸水の対策を計画されていることや、多くの雇用計画もなされていることから、継続した営農は可能であると判断しています。

また、年間21サイクルの出荷を可能としているようです。糸島の代表となるよう頑張ってくださいと声をかけています。以上、報告します。

議長

ただいま報告がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いいたします。どうぞ。

農業委員

(2)ですけど、法人の所在地は他市でもあるんですね。現農地の経営が福岡ということですから、基本的に他市の農業委員会で申請されたということだと思うんですけど、ここで申請されるという意味は、今度ここで所有、経営するからということですか。

議長

事務局。

事務局

そうです。こちら農地法の許可を出す属地といいますが、今回、他市の住所地でありますけれども、糸島市の農地取得をしたいという内容ですので、属地である糸島市農業委員会が経営に関して適当であるか適当でないかという判断をさせていただくというものでございますので、他市のほうにつきましては、農地所有適格法人であるという確認までは取れていませんけれども、認定農業者にもなっておるようですし、他市のほうでも農地



法3条の賃借の許可を行う上で面談を行った状況ですが、御質問のとおり  
属地に係る糸島市でというところがございましたので、糸島市での所有適  
格法人が適当であるかどうかの判断を仰ぐものでございます。

議 長

よろしいでしょうか。  
ほかに何か意見、質問がありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、採決に移ります。  
農地所有適格法人の適当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の30ページをお願いいたします。  
議案第211号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」  
御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、番号1番から報告をお願いします。

農業委員

議案第211号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい  
て」。  
受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

続きまして、2番、3番を続けてお願いします。

農業委員

受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号3。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長 それでは、番号4番についてお願いします。

農業委員 受付番号4番です。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長 それでは、番号5番、6番をお願いします。

農業委員 受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長 それでは、7番、8番をお願いします。

職務代理者 受付番号7番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号8番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

よろしく願いいたします。

議 長 それでは、番号9番と11番をお願いします。

農業委員 受付番号9番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号11番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議長 それでは、番号10番をお願いします。

農業委員 受付番号10番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上です。

議長 ありがとうございます。

受付番号7番については、農地取得の面談を行っております。第2調査部会のほうより報告をお願いいたします。

調査部会長 こちらも令和3年3月3日に第2調査部会で面談を行いました。農地取得に関わる営農面談で、農地法第3条の許可に関する面談。

議案書の85ページから資料をつけておりますので、御覧ください。また、現地調査説明資料の31ページに現地写真を載せております。

申請人は平成25年2月に設立され、糸島市にあります。法人としては、障害者や高齢者などの社会生活の向上の取組をされており、今回、法人の活動の一つとして、農地法第3条による農地取得の申請がなされたため面談を行いました。

現地を見ましたが、既にハウスが建築され、その中で菌床ジイタケの栽培を行っていることを聞き取りし、また申請地は分筆された農地ですが、周囲の農地も適正に作付されておりました。

ハウス建築については、令和元年度の国の農福連携事業の補助金を活用されておりまして、今後なおのこと適正な農地活用が行われるものと見込んでいます。

申請人は幾つかの法人を経営されており、農業部門の法人は御存じの方も多いかと思います。ここ数年、糸島の耕作放棄地の解消にも取り組まれております。

今回の農地取得は農地所有適格法人としてではなく、農地法第3条の例外事項に規定する営業目的としない法人としての申請でございます。

第2調査部会としましては、農地の適正な活用が見込まれ、法人の事業目的に沿った申請であるものと判断し、今後も耕作放棄地解消に向けた取組を進めてくださいと声をかけています。以上です。

議長 ありがとうございます。

それと、番号2番と3番の譲受人の経営面積が24アールということですけれども、今度、2番と3番を合わせて下限面積の50アールになるということですので、確認しておいてください。

それでは、3条につきまして、質問、意見がありましたらお願いいたします。どうぞ。

農業委員

先ほど7番は説明ありましたが、農地法でこういう法人は、5反とかそういう制約があっても農地は取得できるということなんですか。

議長

事務局。

事務局

ちょっと適格審査のほうで話そうかと思ったんですけど、先に出ましたので、こちらは農地法の関係でいきますと、農地法の第3条のただしという部分で、農地法第3条第2項の規定につきましては許可できない事項が規定されておりまして、その中で、ただし書で政令で定める相当の理由という中が、農地法施行令というところでうたい込まれておるんですけども、こちら農地法施行令の第2条につきましては、まず今回のような所有権移転等の権利を取得しようとする者が、耕作が適正にできると認められた場合で、かつイロハの項目とかあるんですけども、教育、医療、または社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定めるものが行う場合は認められますよと。

またさらに、施行令の次に農地法施行規則の第16条に規定されておりまして、農林水産省令で定めるものという部分で、学校法人、医療法人、社会福祉法人、その他営利を目的としない法人としますという部分で、まずこの法人格的なものにつきましては、非営利活動法人という部分で例外規定があるというところでございます。今度は50アールの経営面積につきましても、農地法の施行令第2条の第5号にただし書が規定されておるわけでございますけれども、先ほど言いました第2条の第1項1号ハ、教育または医療、または社会福祉事業をという場合につきましては、この事業の用に供される場合は下限面積、いわゆる50アールを満たさなくていいという定義がございますので、今回、御質問のとおりでございますと、農地法施行令、もしくは農地法施行規則に定められた法人であり、経営面積は問わないという内容でございますので、例外事項という報告等もありましたけれども、そういう意味で農地法施行令、施行規則で定められた法人とはなってくると思います。以上です。

議長

よろしいでしょうか。

農業委員

はい。

議長

それでは、ほかに質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長            なかったら、事務局のほうに審査表の説明をお願いいたします。

事務局            それでは、29ページに記載しております審査表によって判断していただくこととなりますけれども、こちら審査項目7項目ございます。今回の申請、11件あるわけですけれども、7番以外につきましては全て「いいえ」に該当しておるというところで、書類上の審査につきましては相当と言えるものでございまして、7番につきましては、先ほどの御質問がありましたとおり、こちら適格法人以外の法人ですので「はい」に丸がついておる、右から3項目めの50アールに達しないという部分についても「はい」に丸がついておりますが、法人の事業用地というところで例外事項、法人格につきましても施行規則での16条の該当がある、下限面積につきましても施行令のほうで例外があるという部分で、こちらのほうも農地法的な、書類審査的な話をしますと全ての案件が相当であると言えるものでございます。以上でございます。

議 長            それでは、採決に移ります。  
3条につきまして、許可と判断される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長            全員です。

議 長            次の議事に入ります。事務局。

事務局            議案書の35ページをお願いいたします。  
議案第212号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長            それでは、第2調査部会のほうより調査をしております。調査部会員のほうから報告をお願いいたします。

調査部会員        農地法第4条許可申請、本件につきましては、3月3日に現地調査を行いました。その結果を報告します。  
議案書の35ページをお願いします。  
議案第212号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

報告します。

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

現地調査の結果は、議案書の36ページの地図をお願いします。それから、別冊の現地調査説明資料の13ページと14ページをお願いします。

現地は、大半野菜の作付がなされておりましたが、一部が駐車場となっていました。農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないことから問題はありません。

第2調査部会としては、有料駐車場の具体的な運営について疑問が残りましたが、関係課の意見、建築物の敷地は不可の意見をクリアするような運営を示しており、始末書も提出されておることや、なお農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

現地調査の結果、議案書の41ページの地図をお願いします。それから、別冊の現地調査説明資料の15ページと16ページをお願いします。

申請としては、駐車場を計画しています。添付された駐車場の使用契約を見ますと、月極の駐車場となっているようです。農地区分は第2種農地でほかに転用の代替地がないことから問題はありません。

第2調査部会としては、関係課の意見をクリアすることを指示しており、また周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。以上です。

議 長

4条につきましては、2件の申請が上がっております。  
何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

事務局

事務局のほうから補足でございます。

こちら4条申請の1番の有料駐車場でございます。先ほど部会報告のほうもございましたが、こちら計画図につきましては、39ページのほうにつけておりますけれども、調査部会時の資料から図面が変わっておりまして、こちら案内看板、料金箱という部分が計画図に記載されております。この区画割り、案内看板、料金箱等の明示がなかったため、調査部会のほうでは有料駐車場として云々という話が出たわけでございます。

こちら新しくこの図面が出ておりまして、今回、有料駐車場の入り口として看板設置をしまして、かつ料金箱を設けますという部分と、事業計画

書のほうでは、料金は平日が500円、土・日、祝祭日が1,000円という形で、こちらの料金箱の設置をした集金については、隣接店舗に依頼しておるといところでございますので、料金の関係、案内看板の設置等を基に有料駐車場をやっていくんだといところでございましたので、補足をさせていただきます。

それでは、許可申請のほうの審査項目でございますけれども、まず34ページに記載しております一般基準、34ページに記載しております立地基準といところで見ていくわけでございますけれども、こちら4条の2件とも、「適当」であるとか、資金計画書がある、ないとか該当しない部分がありまして、一般基準につきましてはクリアしておる状況でございます。

次、35ページの立地基準ですが、こちら1番の分ですけれども、報告がありましたとおり周辺農地に影響がない、ほかに代替地がないという部分で、こちらのほうも許可基準に該当してくるものと判断できます。

2番につきましても、こちらも農地の広がりがない、その他2種農地といところでございまして、代替地がなく周辺農地にも影響がないという内容でございましたので、こちらも立地基準を満たすといものでございますので、立地基準、一般基準上は許可相当と、問題がないといえることになるかと思います。以上でございます。

議長

それでは、4条につきまして採決を行います。  
許可相当と判断される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ですね。  
それでは、2時半になりましたので、ここで休憩とさせていただきます。40分から始めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(休憩)

議長

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の46ページをお願いいたします。  
議案第213号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、調査部会員よりよろしく願いいたします。

調査部会員

議案書の46ページをお開きください。

議案第213号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」報告します。

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

農地の現地調査の結果を踏まえた調査部会の審議結果を報告いたします。

議案書の49ページの地図をお願いします。また、別冊の現地調査説明資料の17ページと18ページもお願いします。

令和元年12月に農地改良届出が受理された場所です。当初はサツマイモの作付計画でありましたが、ハウスの建築やニンニクの作付、一部に堆肥を加えている状況でした。今回、昨年12月下旬に農振の用途変更が告示された内容で農業用施設としたいということで申請されています。農地区分は、農用区域内の農地ですが、農振法で規定された用途への転用となるため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としては、転用計画図面が未提出であったので、提出を指示しております。農振の計画変更承認に基づく計画図であれば問題ありません。周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。総会の時点で計画図の提出がない場合は、当然継続審議となりますので、事務局へ提出の有無を確認いたしたい。

議 長

事務局。

事務局

今、報告がありましたとおり、こちらは当時、計画図面が出ていませんでしたが、51ページに計画図のほうが出ております。こちらの右側の部分になるんですけれども、こちらが機械倉庫と出荷施設、駐車場というところでの計画図面が提出されております。

ちなみに、機械倉庫につきましては、ビニールハウスというところがございますけれども、トラクターを4台とか、田植機、草刈り機を置きたいという内容を聞き取りしております。出荷施設につきましては、こちらもビニールハウスになるかというところもお伺いしておりますけれども、中には砂利敷きをしまして、棚の設置であるとか、作物の貯蔵の冷蔵庫を置きたいとか、あとは作業スペースとか、小さな作業道具を置きたいという内容で聞き取りしております。

計画図面につきましては、議案書に提示しておる内容でございます。以



上でございます。

議 長

ありがとうございます。  
では、続きをお願いします。

調査部会員

続きまして、受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

現地調査を踏まえた結果、調査部会の審議結果を報告します。

議案書の52ページの地図をお願いします。それから、別冊の現地調査説明資料の19ページ、20ページもお願いします。

今回、申請地付近に居住されている申請人が自己用の駐車場として活用するため、親子間での譲与申請となっています。農地区分は第1種農地ですが、集落に居住する者の業務上必要な施設への転用のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としては、事前着手も見受けられたため、始末書の提出を指示し提出されていることや、関係各課からも支障となる意見もないことや周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

現地調査の結果を申します。

審議結果、議案書の56ページの地図をお願いします。それから、別冊の現地調査説明資料の21ページと22ページもお願いします。

今回、昨年12月下旬に農振の除外が告示された内容で資材置場の申請となっています。現地は、イノシシが荒らした状態で耕作は難しい状況にあるかと思われました。農地区分は第2種農地ですが、ほかに転用の代替地がないことから問題ありません。

第2調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見も出ていませんし、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

現地調査の結果を踏まえた調査部会からの審議結果は、議案書の62ページの地図をお願いします。それから、別冊の現地調査説明資料の23ページから25ページもお願いします。

こちらでも昨年12月下旬に農振の除外が告示された内容で、自己用住宅建築の申請となっています。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続した農地へ住宅建築する目的であるため不許可の例外に該当し、問題はありません。

第2調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見がないことから、また転用の面積については申請地の一部が土砂災害警戒区域に指定されていること、周辺の農地への影響がないことから許可相当はやむを得ないと判断しています。

なお、申請地には、以前から軽トラックが2台置かれておりましたが、写真にもありますように現在は撤去されております。

最後になりますが、受付番号5番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

第2調査部会の調査結果を報告します。

審議結果、議案書の69ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の26ページと27ページもお願いします。

申請地は、一部作物の作付、草刈りなど適正に管理されていました。また、申請地の東側へ傾斜が広がり3メートルほどの高低差がありました。農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないため問題ありません。

第2調査部会としては、開発許可が必要な案件で関係各課との協議が調うこと、転用面積については土地利用計画を否定できないこと、また周辺農地への影響がないことから許可相当はやむを得ないと判断しています。

以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

番号1番につきましては、この場を、事務局これはいつ農地改良しておったかいな。

事務局

こちらが、農地改良が令和元年の12月ですね。

議長

ここにつきましては、ちょっと皆さんも気をつけてもらいたいですけれども、農地改良をしてすぐにこういった転用はできないということを踏まえておっていただきたいなと思っております。せめて1作なり2作ぐらいはちょっと作ってもらって、転用をされるならしていただきたいというふうに思います。

農地改良して、すぐ転用というふうになったら、何のための農地改良かわかりませんので、それはちょっと踏まえておっていただきたいなと思っ

ておりますので、よろしくお願いたします。

5条につきまして、何か質問、意見がありましたらお願いたします。  
どうぞ。

農業委員

先ほどの会長のお話なんですけど、昔は3年3作というのがあったけど、今はもうそれは適用しないというふうな状況かと思うんですが、それとの整合性はどのようになるんですかね。

議 長

整合性といいますか、本当は3年3作とって、これは法律で決まっていたわけじゃないんですよ。全国的な取り決めといいますか、そういったことでやっていたんですけども、それが法律的にないということではありますけれども、やっぱりこういった農地改良をしたなら、やっぱり1作なり2作なりはちゃんと農地改良をした後作っていただいて転用をかけていただきたいという思いですね。

農業委員

あくまでも糸島市の農業委員会の申合せみたいな感じですね。

議 長

事務局。

事務局

今の部分ですけど、糸島市というよりは全国的なものでございます。以前よく自分たちも事務をするときに、農地法の手引であるとか解説という部分があるわけですが、それが多分平成1桁ぐらいのときにはそういう手引とか解説とかという部分については、3年3耕作という部分がうたい込んであって、こちらも糸島市のほかの全市町村のほうもそういう取扱いでやってきた経過があるようでございます。

ただ、こちらを整理していく中で、農地法にそういう規定がないという部分、恐らく裁判等の判例もあったかと思いますが、結局そういう基準、法律できちとしたそういう3年3作という部分がない中で、それを行政処分となる申請を不許可とした場合での裁判になるかと思いますが、そういうところで法律に規定がない部分です。ただ実際3年3作という中での解説書があったわけですが、そういう部分につきましては解説書から等も削除された状況でございまして、ただ会長が申しますとおり、何のためのという部分は残っております。

判例等によりますと、やはり耕作しない場合でも耕作の意思があれば許可、認めないといかんという部分もあったりは別の判例で出ておまして、やはり作物を作付するための改良行為であれば、その申請にのっとってやってくださいという部分については、糸島市のほうで考えていくべきものではないかなという整理ができるものかと思っております。

3年3作は全国的ではございましたが、そういう判例等の中で削除され

ていっておりまして、今、最低言えることは、行為に基づく1作でもして  
くださいというような話になることで整理していかないといかんかなと  
思っています。以上でございます。

農業委員

分かりました。

議 長

よろしいでしょうか。どうぞ。

農業委員

今の3年3作というのは、法律に今規定がないから、糸島は大体3年3  
作というのは私も承っておって、やっぱり公共性が高いというふうに考え  
たときに、法律に規定されていなくても、慣習法で糸島はやっておったけ  
ど、私は農地とかを耕作維持するためには、前の糸島の慣習法の3年は作  
ってもらわねえというような内規には賛成です。

議 長

農地改良で自分の資金で農地をよくしていいものを作りたいというこ  
とで、農地改良ということで申請を上げて出しておりますので、そういった  
ものに対してはせめて1作なり2作なりはしていただきたいという気持ち  
があるということですね。そういったことを踏まえていただきたいという  
ことです。

ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、事務局のほうで審査表の説明をお願いいたします。

事務局

こちら農地法の転用許可の審議につきましては、34ページに記載して  
おります一般基準と、今回議案に上がっております46ページからの立地  
基準によって判断していくものでございます。

34ページの一般基準によりますと、5件の案件が全て「適当」である  
とか、「該当なし」とか、「支障なし」という意見でございます。この5  
件につきましては、先ほども出ました、ここでいう4番目、行政庁の許  
可、許認可の処分の見込みということで、こちらの開発許可の分につつま  
しては、「該当なし」と書いてありますが、これは見込みありになるかと思  
いますけれども、こういうところで一般基準がございまして、この内容  
からいきますと、今回、5番に関しましては、現在開発許可も同時に進め  
ておるといふ申請代理人のほうから聞いておりますので、今後見込みがあ  
るといふことで進めてよいものかと考えております。

続きまして、立地基準でございますが、46ページから申しますと、番  
号1番でございますが、こちらは農振農用地区域内の農地ということでご

ざいますが、用途変更になっておりまして、今回の計画が農業用施設というところで機械倉庫、出荷場所ということで農振法に指定された用途に基づく転用行為でありますので、不許可の例外に該当します。こういった部分で1番はクリアとなります。

2番ですけれども、農地区分が第1種農地ということで原則許可できませんけれども、こちら集落があります。集落に接続した農地というところと、申請人の住所地から申請地まで、ちょっと概算測りましたところ34メートルほど離れておりました。よって、都市計画法上も20メートル以内であれば敷地拡張という話になるんですけれども、こちらもクリアするものというところで、こちらの立地基準上は他法でもクリアしますので、一般基準もクリアしますし、集落に接続した部分での施設というところで、居住者の施設ということで立地基準上もクリアするものでございます。

3番につきましては、こちら農地区分としてはその他2種ということで代替地がないということもありまして立地基準もクリアするものと思われま

す。4番でございますが、こちら第1種農地ですけれども、集落という一面に入っております。また、こちらは必要最低限の面積であるかというところも部会報告がありましたが、概算で1,375平米のうち660から680ぐらいが土砂災害警戒区域、レッドゾーンという区域に入っておりましたので、面積的にも必要最小限ではないかという報告もありましたとおり、これを踏まえて立地基準も集落に接続した住宅建築という例外事項に該当するというところでございます。

48ページの最後の5番でございますが、こちら同じく広がりがない農地、その他2種農地となりますけれども、こちら代替地がここしかない、ほかはないというところでございますので、こちら立地基準上はクリアするものと言えます。

よって、一般基準、立地基準併せますと、この5件の申請につきましては、書類上でございますが許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議長

それでは、採決に移ります。

第5条につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ですね。

議 長

それでは、次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の77ページをお願いいたします。

議案第214号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」御審議をお願いいたします。

それでは、内容を説明させていただきます。

こちらは推進機構への所有権移転、もしくは推進機構からの所有権移転の内容でございます。

まず受付番号1番でございます。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号の2番でございます。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、3番でございます。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

ページ変わりました78ページでございますが、受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

最後になります受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上、所有権移転の内容として5件上がっております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

ただいま事務局より説明がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移ります。

原案の利用集積計画に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。  
全ての議事が終了しました。

議 長

その他のほうに移ります。事務局。

事務局

議案書の1ページ目になりますけれども、2月のほうに農地対策A班のほうを開催しております。資料のほうはお手元に配らせてもらっていると思いますけれども、まずはA班の報告からよろしいですかね。

議 長

それでは、A班の報告からお願いします。

農業委員

これは緊急事態宣言の中で緊急を要するというので2月15日に現地調査をしております。

番号1番。

#### 【資料に基づき報告】

1番のこの部分が、一応ネギを作っていましたけど、埋め立てていない部分に上のほうから水が出てきておる部分がありまして非常にぬかるんでいるということで、その下にハウスを作っている方が水が入ってきて困るということでしたので、ちゃんとそこをどうかしてくれということ連絡して、ちゃんとネギを取ってしまったら工事の手続をするということです。

番号2番につきまして、農地の中に5メートルぐらいの大型でも入るようなコンクリの通路ができておりました。それで、何でこの広さが必要あるかという部分を聞いて、それから延長するかしないかという必要性の部分を届出に記載するようにお願いしております。一応、農作業の利便性のある通路ということは否定はできません部分ですので。

3番目は緊急を要した農地でございまして、ここの3筆は非農地証明が出ておったわけですけど、非農地証明が出ていない部分の中に残土とかが放り込まれているという通報がありましたので、現地を見に行きましたところ、上のほうを何か農地造成をされてあった部分の残土が流れ込んで、その下の池に流れ込んで、その池の部分の掘り上げたところで田んぼのほ

うに堆積してあったということです。

所有者に土砂を撤去するか農地改良届の手続をしてくれるようお願いをする通知を出しておりますが、農地改良をされる場合はまた確認をしないといけないということで今回は書いております。以上です。

議 長

事務局。

事務局

ありがとうございました。

議案書の資料の説明でございますが、79ページにつきましてお願いいたします。

こちら、あっせん申出の取下げが上がっておりますので、報告として記載させてもらっております。

こちら、令和2年の12月総会の分につきまして申出者から取下げという申出を受けておる部分と、31年4月総会分のほうも取下げ願が出ておりますので、御報告させていただきます。この部分につきましては、農地法の売買申請が上がってくる予定だということはちょっと本人のほうから聞いております。

次に、80ページから以降、90ページまでは、先ほど所有適格法人であるとか3条申請で行いました営農計画のヒアリング資料をつけております。

92ページでございますが、農業改善計画の認定者一覧ということで、2月審査分の名簿を載せておりますので、後で御一読いただきたいと思っております。

1ページに戻りまして、今後の予定でございます。

#### 【資料に基づき説明】

今後の予定につきましては以上でございます。

続きまして、その他でございますけれども、今、福岡県農業共済組合に係る総代及び損害評価委員の推薦について議題という1枚物の紙がお手元にあるかと思えます。こちら昨年12月に農業振興課宛てに県農業共済組合から総代の依頼が来ております、評価委員のほうと。こちらは実際、農業振興課のほうから、この総代に関しまして農業委員3名を推薦をしていただきたいという内容でございます。

以前は合併した筑前福岡農業共済というところが、また福岡県農業共済として今運営しているわけでございますけれども、ちょっと簡単に申しますと、こちらの農業共済の総代を3名選出していただきたいという内容でございます。今回は3名ということで、以前からもこの総代のほうは選出してございまして、前回でいいますと平成30年4月1日から令和2年度と



いますから今年の3月31日までの3年間の任期で、前原、志摩、二丈地区でそれぞれ総代さんを御選任いただいております。

また今回の要請も3名の総代ということでございますので、また前回のよう各地区からお一人ずついかがかなという部分、またこの部分が任期が3年ということでございまして、農業委員が来年度までが3年の任期になるんですけど、もし総代になられた方は、仮に農業委員の職ではなくなった場合でも総代のほうは任期までしていただくという内容でございます。

こちら、総代の資格という部分が、組合員とか共済組合員でなければならないというところがあるようでございますので、農業委員を辞められてもこういう資格がある方が、もし今回御推薦いただけましたら3年間していただくというところでございます。

一応懸念する部分につきましては、農業者年金の経営移譲をされる方につきましては総代の資格というのなくなる部分があるということをお聞きしましたので、その部分につきましてはちょっと慎重に選んでいただければなどと思っております。

一応、総代会が年に1回予定があるようでございますので、そういう形で、毎回毎回ということではないとは思いますが、年に数回の会議等があるのではないかとおられます。

補足等をちょっと局長のほうからしていただきたいと思っております。

事務局長

農業共済のほうから市のほうに推薦依頼が来ておりまして、市のほうから農業者の代表の機関であります農業委員会のほうに総代の6人のうち3人を依頼するというところでございます。

今、総代の資格の件を話しておりましたけれども、気になってそのことを電話したんですけども、特別ないそうです。基本的に選出していただくと、大丈夫だと、農業委員会さんなら大丈夫だということでしたので、特段慎重にということはないと思っております。

それと、さっきもありましたけれども、活動の頻度としては年1回必ず定期総代会がありまして、年によれば1回から2回臨時総代会があるみたいですので、そこへの出席ということになるということです。

ぜひ農業者の代表として、そういう共済組合の意思決定のほうに御参加をいただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、従来どおり前原、志摩、二丈から1名ずつということで、各旧の前原、志摩、二丈で1人ずつ選出をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、ちょっとこの辺に前原、ここが志摩、こっち側に二丈の方が

その辺におらっしゃるけん、こう、こうで分かれましょうか。

【総代選出】

議長　　これで決まりましたので、3年間よろしく。

事務局長　ありがとうございました。

議長　　それでは、全部終わりました。

事務局　　総代選出、ありがとうございました。

農業委員　　その他でございますが。

事務局　　はい。

農業委員　　すみません、昨年の7月ぐらいだったですかね、ジャンボタニシの被害云々ということで農業委員会に和解の仲介申入れがあったと思うんですが、差し支えなければ途中経過なり、かなり時間もたちましたので、報告できたらと思っております。

事務局　　和解仲介の分で、この総会の後ちょっと話をしたいと思っていたところなんですけれども、今現在の状況ということで報告できるものとしましては、昨年12月24日にそれぞれ申立人と被申立人のほうの聞き取りをさせていただいております。

結局、申立人の申立て内容としましては、被申立人が作ってあるハウスのほうから雨水が流れ込んできており、その部分でタニシが増えたと。これに対して損害賠償も考えておるが、損害賠償と言わずに経過等を知りたいんだというところでの申出となっております。

それに対して被申立人のほうにも聞き取りをしております、太陽熱消毒のために、ハウスもしくは敷地いっぱい水を張るという時期があったと。今回、7月7日が大雨でございまして、その大雨の際に被害に遭ったんだという申立てでございまして、よくよく聞いてみますと、こちらの地域のほうが6月20日前後、18日ぐらいから田んぼの水出しをして、それを申立人のほうも作付を行ったというところでございます。

24日につきましては、申立ての内容の確認と、どういう状況だったのかという聞き取りをさせてもらっておりますけれども、被申立人のほうの言い分としましては、申立人の隣の土地との境に素掘りの水路を設けていまして、その水路から向こうのほうにオーバーフローするものではないん

ですけれども、田植時期、6月18日から20日の間についてはそういう水があふれるようなことはなかった。ただ水をためるために素掘り水路の排水口を三角コーンで塞いでおいたから、申立人にはそういう誤解を受けたものと思われまして。

ただ、7月7日の大雨の際まで、田植後から約2週間ほどあるわけですが、その間、7月7日の大雨の後、7月10日まで三角コーンで塞いでおいた状況は確かにあるというところで聞き取りさせていただいておりますが、申立人のほうにもそういう状況は伝えてはおりますけれども、結局はその雨水によってどれだけタニシの被害があったのかという部分を申立人にも聞いてみますけれども、よく分からないという返事でもございました。

結局、申立人のほうにタニシの防除の薬として何を使っているのかというのを聞きましても、ショウリョクジャンボを使っておるというところ、また申立人自身の耕作の方法としましては、全部水を抜かずに10センチためる場合であれば、その半分、5センチほどは常時水を張っておりましたというところで、結局そういう5センチとか水が張るのであれば、タニシのほうもショウリョクジャンボでは、薬をまく頻度にもよりましますけれども、なかなか被申立人のほうだけの問題かという部分は疑問が残っている状況でございます。

現在、そういう双方の申立て内容とか聞き取り内容につきまして、本人宛てに1月29日に配って、今最終確認ができたところでございます。

現在報告できる内容としましては、12月24日に行いました内容の確認、そこからもう後ろに下がらないようなことで、一つ一つ手順を固めていきたいと考えております。またちょっと総会の後ちょっと仲介委員さんのほうと方向性を協議したいと考えております。

現在のところ聞き取りをした内容が間違いないかという確認という状況でございます。以上でございます。

農業委員

大体結果は分かりました。見通しとかはどうですか。

事務局

申立人自体の申立てが被申立人がどういう対応を取られたのかという申立て内容でございますので、被申立人のほうがこういう対応を、改められる部分とかが聞くことができればその内容を伝えていきたい。今回、そういう形で申立人のほうの申立て内容としては、今までの経過の分とか、自分が作付の仕方がまずかったのかというのも自問しているわけですが、被申立人のほうはこういう内容で水を止めたというところと、今後こういうことを考えておるとい部分を伝えることで決着といいますか、仲介の申立て自体は完了するのではないかなと思っております。

農業委員

分かりました。引き続きよろしく願いいたします。

議長

それでは、これでよろしいですかね。

(質問、意見なし)

事務局

それでは閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

副会長

本日は、貴重な意見もたくさん出ました。今日はありがとうございました。

これをもちまして、第25回糸島市農業委員会の総会を閉会いたします。御苦労さまでした。

令和3年3月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

5 番 中 園 秀 輝

7 番 藤 嶋 政 秀